

マルチ・ストラテジーズ・ファンド – トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信(トルコリラ建て)

運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第12期(2024年3月20日～2025年3月19日)

管理会社

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

代行協会員

東海東京証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マルチ・ストラテジーズ・ファンドー トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)
は、このたび、第12期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンドの形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信（トルコリラ建て）
信託期間	原則として、基本信託証書の締結日(2013年6月10日)から150年間存続しますが、一定の事由が発生した場合、または投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、受託会社と管理会社がサブ・ファンドを償還することに合意した場合に償還されます。
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含む(ただし、これらに限られません。)トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保つことです。
主要投資対象	サブ・ファンドの投資ユニバースには、主として、トルコ国債、社債、リバース・レポ取引および銀行預金が含まれます。
サブ・ファンドの運用方法	トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保ちます。
主な投資制限	投資制限 以下の投資制限がサブ・ファンドに適用されます。 管理会社、投資運用会社、または副投資運用会社のいずれも、サブ・ファンドに関し以下の行為を行ってはならないものとします。 (a) 会社として設立された集团的投資スキームを含むあらゆる種類の持分証券を取得すること。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第2条第4項に定義される「証券投資信託」または投信法の第2条第22項に定義される証券投資信託に類する「外国投資信託」として設定される集团的投資スキームに投資する場合には、かかる制限は適用されません(当該集团的投資スキーム自体は持分証券には投資しないことを条件とします。) (b) サブ・ファンドの純資産の15%を超えて、容易に現金化することのできない私募持分証券、非上場持分証券または不動産等の非流動性資産に投資すること。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則の第16条、外国投資信託受益証券の選別基準(随時変更または代替されます。))によって定められる価格の透明性を確保するための適切な措置がとられた場合を除きます。上記割合の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の購入時に計算される金額または現在の時価のいずれかによることができます。 (c) サブ・ファンドの計算において空売りされた有価証券の時価総額が純資産総額を超えることになる有価証券の空売りを行うこと。 (d) サブ・ファンドの資産の時価の50%超が(i)金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項に定義される当該項に基づき有価証券とみなされる権利を除きます。)(ii)金融商品取引法第28条第8項6号に定義される「有価証券関連デリバティブ取引」の定義に該当しない資産によって構成されることになる投資対象を取得または追加取得すること。

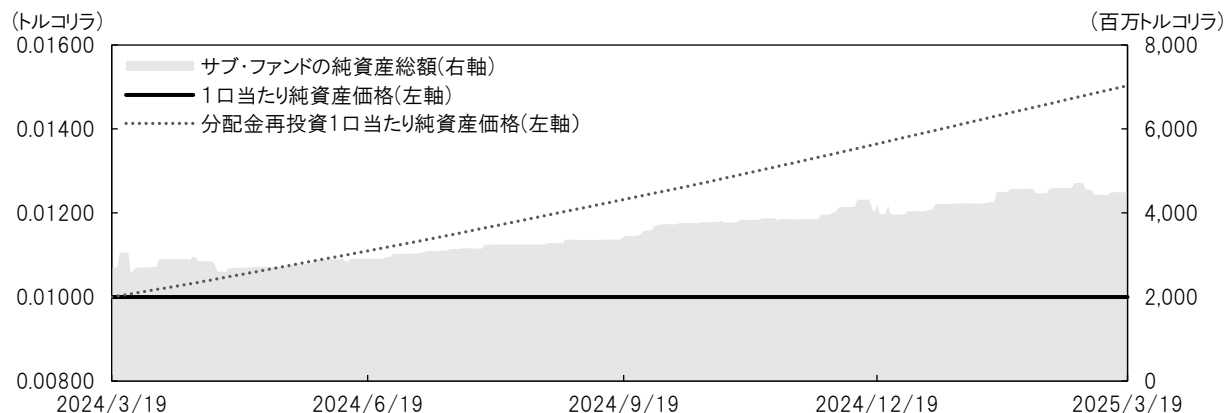
主な投資制限	(e) 管理会社またはその他の第三者の利益のため、受益者の保護に反するまたはサブ・ファン ドの資産の適切な運用を害する取引を行うこと。 (f) サブ・ファンドの計算において保有される一発行体の発行済社債の総額が、純資産総額の 10 パーセントを超えることとなる、当該発行体の発行済社債を取得すること。 (g) 満期が 365 日以上の有価証券を取得すること。 (h) 自己またはその取締役を当事者とする取引を行うこと。 (i) 管理会社またはサブ・ファンド以外の者に利益を与えることを意図する取引を行うこと。 (j) 後記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除き、サブ・ファンドの計算 において借入れを行うこと。 (k) 単一の発行体の株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。） が、純資産総額の 10% を超える場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会 のガイドラインに従って計算されます。）、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券 を保有しないものとします。 (l) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・ エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が、純資産総 額の 10% を超える場合（かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイ ドラインに従って計算されます。）、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブ のポジションを保有しないものとします（120 日以内に予約期日が到来する為替予約取引 （店頭デリバティブ取引に該当するものは除きます。）については、この限りではありません せん。）。) (m) 単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権およ び匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。）の価額が純 資産総額の 10% を超える場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイ ドラインに従って計算されます。）、(i) 有価証券（上記 (k) に記載される株式または受 益証券を除きます。）、(ii) 金銭債権（上記 (l) に記載されるデリバティブを除きます。） および (iii) 匿名組合出資持分を保有しないものとします。 （注）担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債 務額を差し引くことができます。 (n) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エク スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の 20% を超える 場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もし くはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとします。 <u>借入制限</u> 投資運用会社、副投資運用会社および／またはそれらの委託先は、借入総額が純資産総額の 10% を超えることにならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭の借入れを行 うことができます。ただし、合併等の特別な緊急事態の場合は、かかる 10% の制限を一時的に 超過することができます。
---------------	--

分 配 方 針	サブ・ファンドは、受益証券１口当たり純資産価格が基準金額を超えた各取引日において、名目上、分配を行う方針です。 当該取引日に分配される受益証券１口当たりの金額は、受益証券１口当たり純資産価格を基準金額まで減額するために必要となる金額とします。 受益証券１口当たりの分配金は、小数第１０位を四捨五入して計算されるものとします。分配金は、該当する分配日に、当該分配日において受益証券が自己の名義で受益者名簿に登録されている者について計上されるものとします。 分配が宣言され、当該受益者に計上される分配金の支払いを実際に受けるのではなく、該当する分配金再投資日に追加の受益証券の買付資金とされることに留意すべきです。受益証券に関し、宣言され、計上されたものの各分配金再投資日までに支払われなかった分配金は全て、該当する分配金再投資日に受益証券１口当たり純資産価格で、受益証券に自動的に（源泉徴収およびその他受益者の居住国で支払いが求められる税金を差し引いた後、）再投資されるものとします。受益証券の端数は発行されないものとします。受益証券の端数に関する権利が生じることとなる金額については、整数口数まで四捨五入されるものとします。 分配金再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者は、宣言され、計上されたものの受益証券が買戻される買戻日までに支払われなかった一切の分配金を、当該買戻請求に関する買戻代金とともに支払われるものとします。 関連する分配金が純資産総額から差し引かれる日である分配金落ち日は、該当する分配日とします。疑義を避けるために記すと、分配日である取引日において、有効な受益証券取得申込書を提出した受益者は、当該分配日における分配金を受け取る権利を有するものとします。分配日である買戻日において、有効な買戻請求書を提出した受益者は、当該分配日において分配を受け取る権利を有しないものとします。 受託会社は、受益者が基本信託証書の条項に基づき支払義務を負うものの未払いの金額について、分配金の全額またはその一部から控除し、相殺することができるものとします。
---------	---

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第11期末の1口当たり純資産価格	0.01 トルコリラ
第12期末の1口当たり純資産価格	0.01 トルコリラ (分配金額 : 0.004077028 トルコリラ)
騰 落 率	50.30%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

サブ・ファンドの商品特性上、1口当たりの純資産価格は0.01 トルコリラで変動はありません。

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第11期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) サブ・ファンドにベンチマークは設定されておりません。

■ 分配金について

当期（2024 年 3 月 20 日～2025 年 3 月 19 日）の各月の分配金再投資日に再投資された 1 口当たり分配金（税引前）は下表のとおりです。

（金額：トルコリラ）

分配金再投資日	1 口当たり純資産価格	1 口当たり分配金額 (対 1 口当たり純資産価格比率 ^(注))
2024 年 3 月 28 日	0.01	0.000290093 (2.82%)
2024 年 4 月 30 日	0.01	0.000372710 (3.59%)
2024 年 5 月 31 日	0.01	0.000358560 (3.46%)
2024 年 6 月 28 日	0.01	0.000315366 (3.06%)
2024 年 7 月 31 日	0.01	0.000377708 (3.64%)
2024 年 8 月 29 日	0.01	0.000332066 (3.21%)
2024 年 9 月 30 日	0.01	0.000356855 (3.45%)
2024 年 10 月 31 日	0.01	0.000347440 (3.36%)
2024 年 11 月 29 日	0.01	0.000327310 (3.17%)
2024 年 12 月 30 日	0.01	0.000348665 (3.37%)
2025 年 1 月 31 日	0.01	0.000352477 (3.40%)
2025 年 2 月 28 日	0.01	0.000297134 (2.89%)

(注)「対 1 口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対 1 口当たり純資産価格比率 (%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配金再投資日における 1 口当たり分配金額

b = 当該分配金再投資日における 1 口当たり純資産価格 + 当該分配金再投資日における 1 口当たり分配金額

■投資環境について

トルコ債券市場は、期初、野党の勝利に終わったトルコ地方選後の経済政策の正常化継続に対する期待が下支えし、小幅上昇して始まりました。その後も、市場予想を下回る経済指標が相次ぎ、世界的に長期金利が低下したことや、トルコの5月分のインフレ率が市場予想を下回ったことなどを背景に、トルコ債券市場は続伸しました。しかし、7月後半以降、インフレ指標に加えて雇用関連指標でも弱含む動きが世界的に見られ、景気減速懸念が高まったため、世界的な株価の調整を背景に、リスク回避の動きから、トルコ債券市場は反落しました。9月に入ると、米FRBが4年半ぶりに利下げを開始し、政策金利を通常倍の0.50%引き下げたことや、ECBが0.25%の追加利下げを行ったことなどを背景に、世界的に金利が低下した流れを受けて、トルコ債券市場は反発しました。しかし、10月に入ると、米国の堅調な経済指標や、米国の大統領選でトランプ氏の返り咲きの可能性が高まったことで、財政拡大による金利上昇圧力が懸念され、欧米の長期金利が大きく上昇した流れを受けて、トルコ債券市場も反落しました。実際、11月の米大統領選挙では、予想通りトランプ氏が勝利し、財政拡大による金利上昇圧力が懸念されたものの、トランプ氏の関税引き上げを示唆する発言等を受け、景気の先行き不透明感が強まり、欧米の長期金利が低下したことや、トルコ中央銀行が12月にも利下げに踏み切るとの期待が高まったことなどを背景に、トルコ債券市場は上昇しました。12月、トルコ中央銀行は金融政策委員会にて、政策金利である1週間物レポ金利に関し、市場予想の1.75%を超える2.50%の利下げを決定しました。トルコ債券市場はこの予想を上回る利下げに下支えされ、ほぼ横ばいの展開となりました。年明け後も、トルコ中央銀行による2.50%の政策金利引き下げなどを背景に、トルコ債券市場は上昇しました。期末には、引き続きトルコ中央銀行が政策金利を2.50%引き下げるなど、これまでの経済政策の正常化がうまくいっていることなどが好感され、トルコ債券市場は続伸しました。

■ポートフォリオについて

当ファンドは、期中、トルコリラ建ての国債、社債、預金等を通じ、高い流動性を保ちつつ、投資元本の確保およびインカム・ゲインの獲得を目指して運用してまいりました。2025年3月19日時点の7日間平均利回りは、前期末の37.37%から低下し37.14%となりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

引き続き、トルコリラ建ての短期金融商品に投資することにより、高い流動性を保ちつつ、投資元本の確保、収益確保を目指します。

(2) 費用の明細

項 目	項目の概要	
受託報酬	純資産総額の年率 0.04% (年間最低：43,000 トルコリラ)	サブ・ファンドの受託業務
管理報酬	純資産総額の年率 0.025% (年間最低：40,000 トルコリラ)	サブ・ファンドの資産の管理ならびに 受益証券の発行および買戻業務
投資運用報酬 (副投資運用報酬を含みます。)	純資産総額の年率上限 0.85%	管理会社に対する投資運用業務 投資運用会社に対する副投資運用業務
管理事務代行報酬	純資産総額の年率 0.08% (月間最低：8,900 トルコリラ)	サブ・ファンドの管理事務代行業務
保管報酬	純資産総額の年率 0.12% (月間最低：2,100 トルコリラ)	サブ・ファンドの資産の保管業務
代行協会員報酬	純資産総額の年率 0.10%	受益証券 1 口当たりの純資産価格の公表 を行い、また受益証券に関する目論見書、 決算報告書その他の書類を販売会社に交 付する等の代行協会員業務
販売報酬	申込みを取得した受益証券に係る 純資産総額の年率 0.35%	口座内でのサブ・ファンドの管理および事 務手続き、運用報告書等各種書類の送付、 購入後の情報提供等の業務
その他の費用（当期）	0.09%	税金、銀行および証券業者の手数料、 保険料、弁護士費用、監査費用など

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第12会計年度中の各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	トルコリラ	千円	トルコリラ	円
第3会計年度末 (2016年3月19日)	78,400,496.00	284,594	0.01	0.0363
第4会計年度末 (2017年3月19日)	134,183,223.78	487,085	0.01	0.0363
第5会計年度末 (2018年3月19日)	273,535,543.00	992,934	0.01	0.0363
第6会計年度末 (2019年3月19日)	470,023,300.00	1,706,185	0.01	0.0363
第7会計年度末 (2020年3月19日)	764,811,580.00	2,776,266	0.01	0.0363
第8会計年度末 (2021年3月19日)	870,720,973.00	3,160,717	0.01	0.0363
第9会計年度末 (2022年3月19日)	1,001,864,551.00	3,636,768	0.01	0.0363
第10会計年度末 (2023年3月19日)	1,487,375,721.00	5,399,174	0.01	0.0363
第11会計年度末 (2024年3月19日)	2,705,845,641.00	9,822,220	0.01	0.0363
第12会計年度末 (2025年3月19日)	4,495,129,506.00	16,317,320	0.01	0.0363
2024年3月末日	2,698,239,907.59	9,794,611	0.01	0.0363
4月末日	2,682,602,159.05	9,737,846	0.01	0.0363
5月末日	2,877,700,048.03	10,446,051	0.01	0.0363
6月末日	3,024,167,125.62	10,977,727	0.01	0.0363
7月末日	3,242,561,723.93	11,770,499	0.01	0.0363
8月末日	3,360,324,185.51	12,197,977	0.01	0.0363
9月末日	3,692,369,475.87	13,403,301	0.01	0.0363
10月末日	3,832,104,781.40	13,910,540	0.01	0.0363
11月末日	3,959,242,836.67	14,372,051	0.01	0.0363
12月末日	4,040,439,986.61	14,666,797	0.01	0.0363
2025年1月末日	4,495,876,287.85	16,320,031	0.01	0.0363
2月末日	4,712,679,837.78	17,107,028	0.01	0.0363

(注) トルコリラの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1トルコリラ=3.63円)によります。以下、トルコリラの円金額表示はすべてこれによります。

(2) 分配の推移

下記会計年度における１口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

会計年度	１口当たり分配金	
	トルコリラ	円
第３会計年度 (2015年３月20日～2016年３月19日)	0.000770311	0.002796229
第４会計年度 (2016年３月20日～2017年３月19日)	0.000796358	0.002890780
第５会計年度 (2017年３月20日～2018年３月19日)	0.001067952	0.003876666
第６会計年度 (2018年３月20日～2019年３月19日)	0.001729305	0.006277377
第７会計年度 (2019年３月20日～2020年３月19日)	0.001553185	0.005638062
第８会計年度 (2020年３月20日～2021年３月19日)	0.000921065	0.003343466
第９会計年度 (2021年３月20日～2022年３月19日)	0.001553211	0.005638156
第10会計年度 (2022年３月20日～2023年３月19日)	0.001706160	0.006193361
第11会計年度 (2023年３月20日～2024年３月19日)	0.002594460	0.009417890
第12会計年度 (2024年３月20日～2025年３月19日)	0.004077028	0.014799612

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	9,413,703,964 (9,019,260,444)	6,892,288,269 (5,102,829,323)	7,870,326,439 (7,580,326,439)
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	10,032,107,359 (10,020,091,799)	4,461,388,140 (4,186,388,140)	13,441,045,658 (13,414,030,098)
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	24,322,316,835 (24,319,332,225)	10,394,639,996 (10,394,639,996)	27,368,722,497 (27,338,722,327)
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	38,681,929,759 (38,676,465,773)	19,040,728,343 (19,040,728,343)	47,009,923,913 (46,974,459,757)
第7会計年度 (2019年3月20日～2020年3月19日)	76,745,710,420 (76,739,581,450)	47,274,479,480 (47,274,479,480)	76,481,154,853 (76,439,561,727)
第8会計年度 (2020年3月20日～2021年3月19日)	108,828,823,019 (108,825,012,802)	98,237,882,938 (98,237,882,938)	87,072,094,934 (87,026,691,591)
第9会計年度 (2021年3月20日～2022年3月19日)	106,764,778,937 (106,757,269,475)	93,650,424,977 (93,650,424,977)	100,186,448,894 (100,133,536,089)
第10会計年度 (2022年3月20日～2023年3月19日)	149,392,402,943 (149,382,690,062)	100,841,286,578 (100,841,286,578)	148,737,565,259 (148,674,939,573)
第11会計年度 (2023年3月20日～2024年3月19日)	245,501,200,619 (245,483,786,800)	123,654,210,974 (123,654,210,974)	270,584,554,904 (270,504,515,399)
第12会計年度 (2024年3月20日～2025年3月19日)	603,819,355,264 (603,779,891,013)	424,890,969,848 (424,890,969,848)	449,512,940,320 (449,393,436,564)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文(英文)の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーエルエルピー(ケイマン諸島事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、トルコリラで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1トルコリラ=3.63円)で換算されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

受託会社宛ての独立監査人の監査報告書

監査意見

我々は、2025年3月19日現在の有価証券明細表を含む貸借対照表、同日をもって終了する計算期間の損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書及び財務状況の指標並びに重要な会計方針の要約及び説明情報から成る注記で構成されているマルチストラテジーズ・ファンドのシリーズ・トラストであるトルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(以下「当シリーズ・トラスト」という。)の財務諸表の監査を行った。

我々は、添付の財務諸表及び財務状況の指標が米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して、当シリーズ・トラストの2025年3月19日現在の財政状態並びに同日をもって終了する計算期間の運用実績、キャッシュフローの状況並びに財務状況の指標を、すべての重要な点において適正に表示していると認める。

監査意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(以下「IESBA Code」という。)及びケイマン諸島における我々の財務諸表の監査に関する倫理義務に基づき、当シリーズ・トラストに対して独立性を保持しており、また、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たした。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

利用制限

本監査報告書は、契約条件に従って、受託会社のためだけに作成されたものである。我々の監査業務は、監査報告書において受託会社に対して意見を述べる義務がある事項について受託会社に意見を述べるために実施されており、それ以外の目的には適合しない。我々の監査業務、本監査報告書、または我々が形成した監査意見に関して、受託会社以外の者に対して、我々は責任を引き受けるものではなく、また責任を負うものではない。

財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、米国GAAPに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関する責任を有している。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、当シリーズ・トラストの継続企業の前提が成り立っているかどうかを評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、経営者が当シリーズ・トラストの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である。

統治責任者の責任は、当シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務諸表監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体として財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準（ISA）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当シリーズ・トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当シリーズ・トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当シリーズ・トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む及び監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

ケーピーエムジーエルエルピー

2025年8月21日



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Turkish Lira Money Market Fund (the "Series Trust"), a series trust of Multi Strategies Fund, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at March 19, 2025, the statements of operations, changes in net assets, cash flows and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements and financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 19, 2025, and the results of its operations, its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with U.S. generally accepted accounting principles ("U.S. GAAP").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditor's report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with U.S. GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

August 21, 2025

(1) 貸借対照表

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

貸借対照表

2025年3月19日

		2025年	
	注記	トルコリラ	日本円
資産			
公正価値により測定される負債証券への投資 (取得原価：3,550,123,408トルコリラ*)	3	3,550,123,408	12,886,947,971
現金及び現金同等物	6、7	964,269,639	3,500,298,790
当シリーズ・トラストの販売受益証券に 対する未収金		16,841,710	61,135,407
未収利息		79,064,160	287,002,901
資産合計		4,610,298,917	16,735,385,069
負債			
当シリーズ・トラストの買戻受益証券に 対する未払金		12,296,045	44,634,643
未払分配金		95,255,732	345,778,307
その他の未払金	8	7,617,634	27,652,011
負債合計		115,169,411	418,064,962
純資産	9	4,495,129,506	16,317,320,107
1口当たり純資産価額(「NAV」) (期末における口数残高449,512,940,320口に 基づく)	5、9	0.01	0.04

* 経過利子を含む。

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

受託会社の代理として署名：

(署名)

(署名)

日付：2025年8月21日

(2) 損益計算書

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

損益計算書

2025年3月19日に終了する計算期間

		2025年	
	注記	トルコリラ	日本円
投資収益			
受取利息		903,788,706	3,280,753,003
取得時のディスカウント分のアクリーション		596,635,680	2,165,787,518
投資収益合計		1,500,424,386	5,446,540,521
費用			
投資運用報酬	7、8	10,619,522	38,548,865
副投資運用報酬	7、8	19,469,125	70,672,924
販売報酬及び代行協会員報酬	8	15,925,550	57,809,747
管理報酬	7、8	884,960	3,212,405
管理事務代行報酬	7、8	3,045,517	11,055,227
保管報酬	7、8	4,247,809	15,419,547
受託報酬	7、8	1,415,936	5,139,848
監査報酬		930,364	3,377,221
その他の報酬および費用		3,220,646	11,690,945
費用合計		59,759,429	216,926,727
純投資収益		1,440,664,957	5,229,613,794
運用による純資産の純増額		1,440,664,957	5,229,613,794

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
純資産変動計算書
2025年3月19日に終了する計算期間

	2025年	
	トルコリラ	日本円
運用		
純投資収益	1, 440, 664, 957	5, 229, 613, 794
運用による純資産の純増額	1, 440, 664, 957	5, 229, 613, 794
資本取引		
受益者への分配金	(1, 440, 664, 946)	(5, 229, 613, 754)
受益証券の発行(603, 819, 355, 264口)	6, 038, 193, 553	21, 918, 642, 597
受益証券の買戻(424, 890, 969, 848口)	(4, 248, 909, 699)	(15, 423, 542, 207)
資本取引による純資産の純増額	348, 618, 908	1, 265, 486, 636
純資産の純増額	1, 789, 283, 865	6, 495, 100, 430
期首純資産	2, 705, 845, 641	9, 822, 219, 677
期末純資産	4, 495, 129, 506	16, 317, 320, 107

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2025年3月19日に終了する計算期間

		2025年	
	注記	トルコリラ	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
運用による純資産の純増額		1, 440, 664, 957	5, 229, 613, 794
運用による純資産の純増額から営業活動による現金及び現金同等物の変動(純額)への調整			
負債証券の購入		(4, 597, 287, 903)	(16, 688, 155, 088)
負債証券の売却		3, 238, 600, 000	11, 756, 118, 000
取得時のディスカウント分のアクリーション		(596, 635, 680)	(2, 165, 787, 518)
未収利息の減少額		13, 092, 998	47, 527, 583
その他の未払金の増加額		3, 010, 285	10, 927, 335
営業活動による現金及び現金同等物の変動(純額)		(498, 555, 343)	(1, 809, 755, 895)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
受益証券発行による収入	5	4, 953, 345, 497	17, 980, 644, 154
当シリーズ・トラストの販売受益証券に対する未収金の増加額	5	(4, 963, 583)	(18, 017, 806)
受益証券買戻による支出	5	(4, 248, 909, 699)	(15, 423, 542, 207)
当シリーズ・トラストの買戻受益証券に対する未払金の増加額	5	4, 773, 638	17, 328, 306
受益者への支払分配金	5	(315, 084, 994)	(1, 143, 758, 528)
財務活動による現金及び現金同等物の変動(純額)		389, 160, 859	1, 412, 653, 918
現金及び現金同等物の純減額		(109, 394, 484)	(397, 101, 977)
現金及び現金同等物の期首残高		1, 073, 664, 123	3, 897, 400, 766
現金及び現金同等物の期末残高	6	964, 269, 639	3, 500, 298, 790
現金以外の財務活動に関する補足開示：			
当シリーズ・トラストの販売受益証券として再投資された受益者への分配金		1, 084, 848, 057	3, 937, 998, 447

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務状況の指標

2025年3月19日に終了する計算期間

	2025年	
	トルコリラ	日本円
受益証券1口当たり運用成績：		
期首における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.04
投資活動による収益(B)		
純投資収益	0.0040	0.01
投資活動による収益合計	0.0040	0.01
分配金控除	(0.0040)	(0.01)
期末における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.04
比率／補足データ：		
平均純資産総額に対する費用比率(A)	(1.65)%	
平均純資産総額に対する純投資収益比率(A)	39.75%	
総収益(A)	39.75%	

(A) 総収益は、当計算期間の1口当たりNAVの変動に基づいて計算される。このリターンには分配金額に関連するリターンが含まれる。費用比率および純投資収益比率は当計算期間の平均純資産残高に基づいて計算される。財務状況の指標は、全ての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

(B) 財務状況の指標は、受益者全体を対象として計算されている。個々の受益者のリターンは、特定の投資、手数料の取決めおよび資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当計算期間の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間

1. トラストに関する説明

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(以下「当シリーズ・トラスト」という。)は、マルチストラテジー・ファンド(以下「当トラスト」という。)のシリーズ・トラストである。当トラストは、受託会社と管理会社との間で締結された2013年6月10日付基本信託証書に基づき設定されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。当トラストは2013年6月18日に、ケイマン諸島の信託法(改正済)に準拠しアンブレラ型ユニット・トラストとして設定され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)に基づき登録された。関連する資産や負債が帰属する個別のポートフォリオやシリーズ・トラストを組成および設定することができる。基本信託証書はケイマン諸島法に準拠している。

2025年3月19日現在、当トラストには1つのシリーズ・トラストがあり、これは2013年9月24日に運用を開始した当シリーズ・トラストである。この財務諸表は当シリーズ・トラストの口座だけで構成されている。

当シリーズ・トラストの投資目的は、地方債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引及びリバースレポ取引(ただし、これらに限定されない)のトルコリラ建て短期金融商品への投資を通じて、収益を提供しつつ、元本価値を確保し、高水準の流動性を維持することである。

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド(以下「管理会社」という。)は管理会社である。SOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という。)は投資運用会社である。アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ(以下「副投資運用会社」という。)は副投資運用会社である。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(以下「保管会社」という。)は保管会社である。当シリーズ・トラストの管理事務業務は、エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)に委託されている。

当シリーズ・トラストは、当計算期間において、または2025年3月19日時点で従業員を有していなかった。

2. 重要な会計方針の要約

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「米国GAAP」という。)に準拠して作成されている。本財務諸表は継続企業の前提で作成されている。

本財務諸表は、当シリーズ・トラストの機能通貨(以下「機能通貨」という。)であるトルコリラ(以下「TRY」という。)建てで作成されている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

2. 重要な会計方針の要約(続き)

機能通貨は、当シリーズ・トラストが運営される主な経済環境で使用されている通貨である。経済環境を表す主な指標が混在する場合、受託会社はその判断に基づいて、対象となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す機能通貨を決定する。当シリーズ・トラストの投資および取引の大部分は、TRY建てである。投資家の購入および買戻しは純資産価額(NAV)に基づいて決定され、TRY建てで受領および支払いが行われる。費用(受託報酬、投資運用報酬、管理事務代行報酬および保管報酬などを含む。)はTRY建てで支払われる。したがって、受託会社は当シリーズ・トラストの機能通貨をTRYとすることを決定した。

当シリーズ・トラストは米国GAAPの下で投資会社と見なされており、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の会計基準コーディフィケーション(以下「ASC」という。)トピック946「金融サービス-投資会社」において投資会社に適用できる会計ガイダンス及び報告ガイダンスに従っている。

投資運用会社の見解では、以下の状況が存在するため、当シリーズ・トラストは、投資会社の基本的な特性を有している。

- i 当シリーズ・トラストは投資家から資金を集め、それらの投資家に投資管理サービスを提供している。
- ii 投資家に通知された事業目的および唯一の実質的な活動は、投資によるキャピタルゲインやインカムゲインによるリターンのためだけに投資することである。
- iii 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインによるリターンのために当シリーズ・トラストが保有する投資に対する出口戦略を特定している。
- iv 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインおよびインカムゲイン以外に成果または便益を得る目的を有していない。

投資運用会社の見解では、当シリーズ・トラストは、投資会社の典型的な特徴も有している。

- i 当シリーズ・トラストは、複数の投資を保有している。
- ii 当シリーズ・トラストには、複数の投資家が資金を提供している。
- iii 当シリーズ・トラストには、当シリーズ・トラストに大きな関心を示し、投資運用会社に関連のない投資家がいる。
- iv 当シリーズ・トラストのオーナーシップは、出資を通じて取得された株式持分により表される。
- v 当シリーズ・トラストは、公正価値ベースで投資のパフォーマンスを管理・評価している。

見積りの利用および判断

米国GAAPに準拠して財務諸表を作成するためには、経営者は投資の公正価値や、2025年3月19日時点の偶発資産および偶発負債の開示を含む資産および負債の報告金額、並びに当計算期間の収益および費用の報告金額を決定する上で、重要な会計上の見積りや判断を行う必要がある。実際の結果がこれらの見積りと異なる場合もある。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

2. 重要な会計方針の要約(続き)

投資の評価

投資は社債、地方債および預金から成る。償還までの残余期間が1年末満の社債および地方債といった債券は、公正価値のもっとも妥当な見積もりとして、償却原価法(例えば、取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム分のアモチゼーション、または取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント分のアクリーションにより取得価額を調整する。)を用いて、公正価値で評価される。管理会社は、投資がそれらの公正市場価格で計上されることを担保するために、同社の代理人を通じて償却原価法を継続的にレビューする。

投資取引は取引日基準で計上される。計算期間末については、2025年3月19日が営業日ではないため、当トラストの目論見書に対する当シリーズ・トラストの付属書に従い、全ての投資は2025年3月18日現在で評価されている。

実現損益は、先入先出法によって決定され、損益計算書に計上される。公正価値の変動額は評価日ごとに損益に計上される。

現金及び現金同等物

受託会社は、三井住友信託銀行株式会社(ロンドン支店)を保管会社(以下「保管会社」という。)として選任した。保管会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「BBH」という。)を副保管会社(以下「副保管会社」という。)として選任した。計算期間末の現金残高は、副保管会社で保管されている。

現金(外貨建ての現金を含む)は、手許現金および金融機関に預けられている要求払預金を表している。現金同等物には、一定の金額に換金することが容易であり、当初満期が3ヵ月以内の、十分に信用力がある流動性の高い短期の投資が含まれる。現金同等物は取得原価に未収利息を加えた金額で計上されており、それは公正価値に近似している。現金同等物は投資目的ではなく、短期的な流動性要件を満たすために保有されている。現金及び現金同等物は2025年3月19日現在、副保管会社で保管されている現金およびアクバンク・マルタで保管されている満期が3ヶ月以下の預金で構成されている。

現金およびその他の流動性の高い資産については、適切な場合には、該当日末までの未収利息を加えた額面価額で評価される。

当シリーズ・トラストは当計算期間末または計算期間において、いかなる「制限付き現金」も保有していなかった。

投資収益

保有有価証券に係る受取利息は発生主義で計上される。債務証券の取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント額、および取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム額については、それぞれの有価証券の償還までの期間にわたり実効金利法によりアモチゼーションまたはアクリーション処理が行われる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

2. 重要な会計方針の要約(続き)

費用

費用は発生主義で計上される。

外国為替換算

外貨建の資産および負債は、2025年3月19日が営業日ではないため、2025年3月18日の最終為替相場でトルコリラに換算され、為替差損益は損益計算書に反映される。有価証券の売買や収益および費用は、それらの各取引日の実勢為替レートで換算される。未実現損益は、投資有価証券の公正価値と取得原価との差額である。

当シリーズ・トラストでは、有価証券について市場価格の変動による損益部分と外国為替レートの変動によって発生する損益部分を分離していない。かかる変動については、損益計算書において投資に係る実現純利益に含まれている。

資産と負債の相殺

当シリーズ・トラストは、財務諸表の利用者が、財政状態において認識された資産および負債に関するネットティング協定の影響または潜在的影響を評価できるように、貸借対照表に表示される資産と負債の相殺による影響を開示することが求められる。これら認識された資産および負債は、強制力のあるマスター・ネットティング協定または類似の契約の対象となっているか、あるいは相殺権に関する次の基準を満たす金融商品及びデリバティブ商品である。その基準とは、1)当シリーズ・トラストが別の当事者に支払うべき金額が確定していること、2)当シリーズ・トラストが、その支払うべき金額とその他の当事者が支払うべき金額とを相殺する権利を有していること、3)当シリーズ・トラストが相殺する意図を有すること、4)当シリーズ・トラストの相殺権に法的強制力があること。

税制

当シリーズ・トラストはケイマン諸島の免税信託である。ケイマン諸島の現行法の下では、収益、不動産、譲渡、売却、あるいはその他に対して当シリーズ・トラストが支払うべき税金は存在しない。当シリーズ・トラストの自己勘定のために売買する株式および有価証券に係わる収益については、一般的に米国の課税対象にならない(ただし、以下に示された特定の源泉徴収税を除く。)。投資運用会社は、当シリーズ・トラストの活動が米国での取引や事業に該当しないように、実行可能な最大限の範囲において当シリーズ・トラストの運用を行う方針である。米国以外のソースから当シリーズ・トラストが実現した利息やその他の収益、および米国以外の発行体の有価証券売却で実現したキャピタルゲインは、収益の源泉となった税管轄地において源泉徴収税やその他の税金が課せられる可能性がある。信託法(改正済)に従って、当トラストは、トラストの設定から50年の期間にわたり全てのケイマン諸島での課税について免税措置を受けている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

2. 重要な会計方針の要約(続き)

税制(続き)

当シリーズ・トラストの財務諸表に計上する法人所得税の未確定事項の会計処理は、ASC740号の「法人所得税における未確定事項に係る会計処理」によって明らかにされている。ASC740号は、納税申告書に記載されるか、または記載されると予想されるタックス・ポジションの財務諸表上の認識および測定のために、認識の基準や測定の指針を規定する。ASC740号は、タックス・ポジションについて、税務調査で容認される可能性が50%超の可能性であるか否かを会計主体が判断することを求めている。それには、同タックス・ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するあらゆる申立てまたは訴訟プロセスの解決も含まれる。企業は、タックス・ポジションが50%超の可能性の判断基準を満たしていたか否かを評価する際に、全ての関連情報を十分に有している適切な税務当局により同タックス・ポジションが調査されることを前提とする必要がある。50%超の可能性の判断基準を満たしているタックス・ポジションは、タックス・ベネフィットの額を判断するために測定され、財務諸表上で認識される。このタックス・ポジションの測定は、50%超の確率で確定する金額のうち最大値をもってなされる。

投資運用会社は当シリーズ・トラストのタックス・ポジションを分析し、未確定のタックス・ポジションに関して、未認識のタックス・ベネフィットに対して計上されるべき負債はないと判断した。さらに、投資運用会社は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が今後12ヶ月間に、大幅に変動する合理的な可能性のあるタックス・ポジションが存在するとは認識していない。

保証および／または補償

通常の事業活動の中で、当シリーズ・トラストは一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、当シリーズ・トラストに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴う当シリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。ただし、経験に基づく、当シリーズ・トラストは損失を被るリスクはごく僅かであると予想する。

分配方針

管理会社は各取引日に代理人を通じて分配金を公表する。受益証券1口当たりの分配金額は、各取引日における当該受益証券1口当たりの純資産価額を0.01トルコリラに維持するために必要な金額の合計に等しい。未払分配金は、公表された時に純資産変動計算書において認識される。

買戻しの分類

ASC480号の「負債と資本の区分」の規定では、買戻し通知で要求される金額が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻し要求の性質によって、買戻し通知の受領時または計算期間の末日のいずれかになる。したがって、計算期間末後に支払われるが、計算期間末の資本残高に基づく買戻しは、2025年3月19日時点で当シリーズ・トラストの買戻し受益証券に対する未払解約金として反映される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

3. 公正価値の測定

金融商品は公正価値で計上される。公正価値は、測定日時点における市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却によって受け取られる、または負債の移転(出口価格)のために支払われる価格として定義される。

インプットの公正価値ヒエラルキーは、入手可能な場合には観測可能なインプットのほとんどが使用されることを要求することにより、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化するような公正価値を測定する上で使用される。観測可能なインプットとは、当シリーズ・トラストとは無関係の情報源から得られる市場データに基づき、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するインプットである。観測不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するであろうインプットに対する当シリーズ・トラストの仮定を反映したものであり、この仮定は入手可能な最良の情報に基づいている。

公正価値ヒエラルキーは、インプットに基づき以下の3つの水準に分類される。

- ーレベル1ー当シリーズ・トラストが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- ーレベル2ー活発とは見なされない市場におけるインプットなど、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット；
- ーレベル3ー観測不能なインプットおよび公正価値全体の測定にとって重大なインプット。

インプットは様々な評価手法適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。管理会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ活発な関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。

ヒエラルキー内の金融商品の分類は、金融商品の価格設定における透明性に基づいており、管理会社が認識している金融商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および(または)譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および(または)非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。2025年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資を保有していなかった。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

3. 公正価値の測定(続き)

以下の表は、公正価値で測定される当シリーズ・トラストの投資について、2025年3月19日現在の公正価値ヒエラルキー内のレベルごとの評価を示す：

	レベル1 トルコリラ	レベル2 トルコリラ	レベル3 トルコリラ	合計 トルコリラ
資産				
負債証券	1, 816, 342, 114	1, 733, 781, 294	—	3, 550, 123, 408
	1, 816, 342, 114	1, 733, 781, 294	—	3, 550, 123, 408

当計算期間において、レベル間の資産の移動はなかった。

4. 金融商品および関連リスク

以下に当シリーズ・トラストの金融商品から生じる主なリスクの概要を示す。

市場リスク

2025年3月19日現在の貸借対照表には、負債証券の公正価値が含まれている。これらの投資には、市場リスクへのエクスポージャーが含まれている。

市場リスクの仮定および管理に関する当シリーズ・トラストの戦略は、注記1で開示されている投資目的に基づいている。

当シリーズ・トラストの金融商品の評価額は、金利または為替変動以外の要因による市場価格の変動に伴い変動する。

金利リスク

金利の上昇により、一般的に当シリーズ・トラストの将来収益の現在価値が低下する。有価証券の市場価格は、将来収益に対する投資家全体の見通しに基づいて絶えず変動するので、投資家が金利上昇を予想するか、または経験した時に、有価証券の価格は通常下落する。

流動性リスク

流動性リスクは、高ボラティリティや金融ストレスが存在する時期に、当シリーズ・トラストがその投資ポジションの規模を妥当な価格で迅速に調整することができない可能性を示す。

当シリーズ・トラストの主な負債は、投資家が売却したいと考える可能性のある受益証券の買戻しである。当シリーズ・トラストは、買戻し可能参加受益証券の現金による日々の買戻しリスクにさらされている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

4. 金融商品および関連リスク(続き)

流動性リスク(続き)

当シリーズ・トラストの流動性は、組入れ有価証券の流動性に左右される。当シリーズ・トラストの資産は、主に容易に換金可能な有価証券で構成されている。管理会社の見解によると、このことにより、当シリーズ・トラストの負債の支払いや、全ての受益者の買戻し可能参加受益証券の買戻しが可能になる。

投資運用会社の見解によると、2025年3月19日時点で保有されている当シリーズ・トラストの資産の大部分は、通常の状況で1か月以内に現金化が可能である。

為替リスク

当シリーズ・トラストの有価証券と現金及び現金同等物の全ては、当シリーズ・トラストの機能通貨建てであるため、貸借対照表および損益計算書は為替変動による大幅な影響を受けない。

信用リスク

信用リスクは、カウンターパーティが当シリーズ・トラストに対する債務を条件にしたがって履行できなくなった場合、当シリーズ・トラストが計上する可能性のある損失により測定される。当シリーズ・トラストは、取引の関係者の信用リスクにさらされるとともに、決済不履行のリスクも負う。特に当シリーズ・トラストは、BBH(フィッチによる信用格付けはA+)やアクバンク・マルタ支店(注記6)(フィッチによる信用格付けはA-)に係る信用リスクにさらされている(国内長期格付け)。保管会社は、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(フィッチによる信用格付けはA-)である。

当シリーズ・トラストは負債証券に投資している。発行体の財政状態の悪化、または経済情勢の悪化、あるいはその両方、または予想外の金利の上昇などにより、発行体の元利金の支払能力が低下する可能性がある。発行体が期日に元利金支払ができなくなった場合、当シリーズ・トラストの口座で保有されている有価証券の価値に悪影響が及ぶ場合がある。流動性のある取引市場がない有価証券については、公正価値を当シリーズ・トラストの評価手法に従って確定することができなくなる可能性がある。さらに、新興国市場への投資に伴う信用リスクは、概して先進国への投資に比べ大きくなる傾向がある。

2025年3月19日現在、当シリーズ・トラストは以下の信用格付けを有する負債証券に投資している。

信用格付け

	トルコリラ	%
(TR) AAA*	444,986,647	12.53
(TR) AA+*	2,220,910,828	62.56
(TR) AA*	112,386,175	3.17
(TR) AA-*	771,839,758	21.74
合計	<u>3,550,123,408</u>	<u>100.00</u>

* 国内長期格付け(日本格付研究所(JCR)及びS&Pグローバル・レーティング)

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

4. 金融商品および関連リスク(続き)

信用リスク(続き)

受託会社は、保管会社を選任した。保管会社は、副保管会社を選任した。現金および有価証券は、最終的に副保管会社にて保管され、現金は銀行である副保管会社に預けられている。当シリーズ・トラストの有価証券は、分別された口座において副保管会社が保管する。したがって、副保管会社が支払不能あるいは破綻に陥った場合においても、当シリーズ・トラストの資産は分別されている。

ただし、当シリーズ・トラストは、副保管会社の信用リスク、あるいは当シリーズ・トラストの現金に関して保管会社または副保管会社が利用する預託機関の信用リスクにさらされる。副保管会社が支払い不能または破綻に陥った場合、当シリーズ・トラストは当シリーズ・トラストの現金保有高に関して副保管会社の一般債権者として扱われることになる。

当シリーズ・トラストが取引を行ってきた適格有価証券の全ての格付けを掲載する投資ユニバースはメンテナンスされており、フィッチによる格付け変更を記録するために毎日監視される。格付けの変更は、すべて運用会社に報告される。

副保管会社が破たんした場合、または支払不能に陥った場合、同社が保管している当シリーズ・トラストの負債証券に対して権利行使する際に遅延または制限が生じる可能性がある。

5. 元本

当シリーズ・トラストは受益証券を発行及び買戻すことができるため、当シリーズ・トラストの元本は、当シリーズ・トラストへの購入及び買戻し請求によって変動する可能性がある。受益者一人当たりの最低購入又は買戻し額は1口であり、以降1口単位で計算される。

受益証券は、前評価日における営業終了時点の受益証券1口当たりNAVで各営業日に買戻し可能である。ただし、関連営業日の午前8時(ダブリンの時間)または投資運用会社が決定した期限までに買戻し通知を提出することを条件とする。期限までに買戻し通知が提出されなかった場合には、買戻し請求は次の取引日まで持ち越され、その取引日に適用される買戻し価格で買戻されることになる。

2025年3月19日に終了する計算期間における受益証券の口数の変動は以下の通り：

	口数
期首における受益証券の口数残高	270,584,554,904
受益証券の発行口数	603,819,355,264
受益証券の買戻し口数	(424,890,969,848)
計算期間末における受益証券の口数残高	449,512,940,320

2025年3月19日に終了する計算期間に、1,440,664,946トルコリラの分配金が宣言され、その内1,084,848,057トルコリラが当シリーズ・トラストに再投資された。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

6. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は2025年3月19日現在、以下の通り副保管会社で保管されている現金、及びアクバンク・マルタ支店で保管されている満期が3ヶ月以下の定期預金により構成されている：

	トルコリラ
現金 - BBH	25,182,260
定期預金 - アクバンク・マルタ支店	939,087,379
合計	964,269,639

7. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。管理会社の意見によると通常の事業取引以外に関連当事者との取引は発生していない。管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、及びアクバンク T. A. S (預金のカウンターパーティであり、かつ当シリーズ・トラストにおいて119,503,756口の受益証券を保有している)は、当シリーズ・トラストの関連当事者と見なされる。当シリーズ・トラストはアクバンク・マルタ支店(注記6)に939,087,379トルコリラの預金を保有している。当計算期間に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書および注記8に開示されている。当計算期間末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表および注記8に開示されている。3名の投資家が、当シリーズ・トラストにそれぞれ21.80%、13.70%および10.39%の投資を行っている。その結果、これらの関連当事者による何らかの行為が、当シリーズ・トラストに重大な影響を与える可能性がある。

8. 報酬および費用

管理会社は、純資産総額に対して年率0.025%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、年間の管理報酬の下限を40,000トルコリラに定める。

受託会社は、純資産総額に対して年率0.04%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、年間の受託報酬の下限を43,000トルコリラに定める。

投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.30%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

副投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.55%の報酬を受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月トルコリラにて後払いで支払われる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務諸表に対する注記
2025年3月19日に終了する計算期間
(続き)

8. 報酬および費用(続き)

管理事務代行会社は、純資産総額に対して年率0.08%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、毎月の管理事務代行報酬の下限を8,900トルコリラに定める。また、管理事務代行会社には、8,900トルコリラに相当するユーロでの監査補助報酬も支払われる。さらに、管理事務代行会社には、各新規受益者1人につき270トルコリラの手数料と、引受時に必要な登録の更新毎に45トルコリラの手数料も支払わなければならない。また、管理事務代行会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

保管会社は、純資産総額に対して年率0.12%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、毎月の保管報酬の下限を2,100トルコリラ相当額のUSドルに定める。また、保管会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

販売会社は、純資産総額に対して年率0.35%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。計算期間末時点で、当シリーズ・トラストには30の販売会社が存在していた。

代行協会員は、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

2025年3月19日時点における未払報酬は以下の通り：

	トルコリラ
投資運用報酬	743,874
副投資運用報酬	1,363,768
販売報酬及び代行協会員報酬	1,113,674
管理報酬	61,989
管理事務代行報酬	232,734
保管報酬	1,143,938
受託報酬	99,183
監査報酬	930,364
その他の報酬及び費用	1,928,110
	7,617,634

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2025年3月19日に終了する計算期間

(続き)

9. 取引純資産総額から財務諸表上の純資産総額への調整

	2025年 トルコリラ
公表純資産総額	4,490,583,841
取引日調整	4,545,665
財務諸表上の受益証券の保有者に帰属する純資産総額	4,495,129,506
公表純資産総額に基づく受益証券口数	449,058,373,828
取引日調整	454,566,492
財務諸表上の受益証券口数	449,512,940,320
受益証券1口当たり公表純資産価額	0.01
財務諸表上の受益証券1口当たり純資産価額	0.01

受益者の取引目的では、取引は取引日プラス1営業日をベースとして会計処理される。財務報告目的では、取引は取引日をベースとして会計処理される。最終取引日における営業終了時点と当計算期間末日の間に発生した取引に関して、4,545,665トルコリラの調整が必要であった。

10. 後発事象

管理会社は2025年3月19日から財務諸表の発行が可能となった2025年8月21日までの期間に対する後発事象のレビューを行なった。2025年3月19日から2025年8月21日までに、投資家から当シリーズ・トラストに3,266,289,071トルコリラの購入申込みがあった一方、当シリーズ・トラストから2,394,871,074トルコリラの買戻しが行われた。

当シリーズ・トラストの付属書は、2025年8月に更新された。

管理会社は、これらの財務諸表において追加開示が必要なその他の後発事象はないとの結論を下した。

(3) 投資有価証券明細表等

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
有価証券明細表
2025年3月19日現在

債券	取得原価* トルコリラ	公正価値 トルコリラ	純資産に 対する 割合(%)
トルコ			
Ak Finansal Kiralama As 47.5% 16-Apr-25	299,820,000	299,964,275	6.67
Ak Yatirim Menkul Deg 42.25% 06-May-25	99,956,000	99,975,317	2.22
Ak Yatirim Menkul Deg 42.6% 11-Sep-25	169,943,900	169,969,685	3.78
Is Factoring Finansman 40.5% 29-Jan-26	102,111,525	102,136,961	2.27
Is Yatirim Menkul Degerl 0% 01-Aug-25	168,286,000	175,041,645	3.89
QNB Finansbank As Turkey 0% 11-Apr-25	93,093,650	112,386,175	2.50
Turkiye Government Bond 0% 09-Apr-25	827,582,015	1,118,702,255	24.90
Turkiye Government Bond 0% 10-Sep-25	211,715,560	254,455,637	5.66
Turkiye Government Bond 37% 18-Feb-26	302,490,000	302,431,754	6.73
Turkiye T-Bill 0% 23-Jul-25	417,079,978	443,184,222	9.86
Yapi Kredi Faktoring As 0% 31-Jul-25	84,239,000	87,616,357	1.95
Yapi Kredi Yat Men 0% 29-Jul-25	109,703,100	114,104,837	2.54
Yapi Ve Kredi Bankasi As 0% 10-Dec-25	113,991,000	116,048,657	2.58
Yapi Ve Kredi Bankasi As 0% 17-Dec-25	151,396,000	154,105,631	3.43
公正価値により測定される負債証券への投資	3,151,407,728	3,550,123,408	78.98
定期預金(3ヶ月未満)			
マルタ			
FDTRY Akbank Malta 41% 21-Mar-25	939,087,379	939,087,379	20.89
定期預金(3ヶ月未満)合計	939,087,379	939,087,379	20.89

* 貸借対照表に開示されている償却原価には、経過利子が含まれている。

■お知らせ

2025年8月付の英文目論見書において、サブ・ファンドの信託金の限度額に関する記載が以下のとおり変更されました。

※変更箇所の下線を付しています。

<変更前>

純資産価格の総額が40億トルコリラまたは管理会社によって投資運用会社および副投資運用会社と協議の後決定される他の金額以上となったときには、受益証券の追加の申込みが受け付けられることはなく、また管理会社によって追加の受益証券が発行されることはありません。

<変更後>

純資産価格の総額が1,000億トルコリラまたは管理会社によって投資運用会社および副投資運用会社と協議の後決定される他の金額以上となったときには、受益証券の追加の申込みが受け付けられることはなく、また管理会社によって追加の受益証券が発行されることはありません。